

# 利用団体確認書兼利用条件書

( 月 日分)

団体登録番号

団体名

## 利用条件

- 1 使用料は当日、利用する際に券売機により納入してください。
- 2 抽選予約のキャンセルは利用月の2ヶ月前の9日までにしてください。それ以降のキャンセルは使用料がかかります。
- 3 随時予約については、予約時点で使用料が発生しますので御注意ください。
- 4 利用者都合で多目的広場を利用しなかった場合の使用料については、納入通知書により指定する期間内に納入してください。
- 5 利用許可を受けた者は、その権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。
- 6 公園内設備や樹木等について破損等をしないように注意してください。また破損等をした場合は、利用者の負担により原状に復し、市の検査を受けてください。
- 7 一般の公園利用を妨げないでください。また、事故等が発生しないように注意し、第三者に損害を与えた場合は利用者の負担で処理してください。
- 8 終了後は後片付けを速やかに行い、ごみ等は利用者が責任をもって持ち帰って処分してください。
- 9 車両等(オートバイを含む)を多目的広場に乗り入れないでください。
- 10 マイク、音響等は、必要最小限で使用してください。
- 11 廃油、廃水等はトイレや排水溝に流さず、必ず持ち帰って処理してください。
- 12 火気を使用しないでください。また、危険物を持ち込むことは禁止です。
- 13 市職員及び市から委託の受けた職員の指示に従ってください。
- 14 利用期間中であっても、許可条件に違反する行為が認められるときは、許可を取り消すことがあります。この場合に生ずる損害については、市はその責を負わないものとします。
- 15 利用期間中であっても、公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、許可を取り消し、又はこれを変更することがあります。
- 16 市がその港湾環境整備施設に関する権原を失った場合はこの許可は失効するものとします。この場合に生ずる損害については、市はその責を負わないものとします。
- 17 前記各項のほか、川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)及び同施行規則(昭和32年川崎市規則第31号)を遵守してください。

港 湾 局 確 認 欄